

認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターへの助成に伴う 感謝状の受贈について

神奈川県遊技場協同組合(理事長：伊坂重憲)と神奈川県福祉事業協会(会長：伊坂重憲)では、昨年8月、認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターに対してその活動等を支援するために310万円を助成したことに伴い、本年2月2日、同支援センターの村尾泰弘理事長から感謝状が贈られました。

1. 日時	令和4年2月2日(水)
2. 場所	神奈川県遊技場協同組合 5階会議室
3. 感謝状贈呈者	認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター 理事長 村尾泰弘
4. 受贈者	神奈川県遊技場協同組合・神奈川県福祉事業協会

5. 概要

認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターは、平成13年に犯罪の被害に遭われた方や、その家族遺族の支援活動のために設立されたものであり、平成21年からは、県及び県警察と一体となって、各種の支援活動等を展開している団体です。

神奈川県遊技場協同組合と神奈川県福祉事業協会は、こうした活動等を支援するため同法人が設立されて以来21年間にわたって助成を続けていますが、今年度も、昨年11月の「被害者週間キャンペーン等広報啓発活動」を支援するため、310万円を助成しました。

2月2日、神奈川被害者支援センター村尾泰弘理事長から同協会会長伊坂重憲の代理として佐藤信晶専務理事へ、同センター創設以来20年の長期にわたる助成・寄付等を継続支援と令和3年度中に各種助成等の支援により2本の感謝状が伝達されました。

感謝状受贈式の模様は、神奈川新聞、毎日新聞に掲載され、タウンニュースにも紹介されました。

